



**お知らせ**

**人権パネル展**  
いがまち人権センター

**【とき】**

9月7日(月)～17日(木)  
午前9時～午後5時  
※土・日曜日を除く  
※9月15日(火)は、午後9時まで延長

**【ところ】** いがまち人権センター  
ホール

**【テーマ】**

『わたしたちのくらしに生きる国際人権条約』  
国際的な場で制定された人権条約は、私たちのくらしに大きな影響を与えています。  
このパネルでは、国連で制定された主な人権条約を取り

**今月の納税**  
**国民健康保険税 (4期)**  
納期限  
**9月30日 (水)**  
納期限内に納めましょう



**【問い合わせ】**  
本庁収税課 ☎ 22-9612

**未来に残そうバス・鉄道**



ご存知でしたか。日本で初めてバスや鉄道が走った日を記念して、9月20日はバスの日、10月14日は鉄道の日となっています。そこで、9月12日(土)・13日(日)は、バスの日を記念して、県内路線バスが大人半額、小児50円でご利用いただけます。(上野コミュニティバス「しらすぎ」、いがまち行政サービス巡回車、しまがはら行政サービス巡回車、阿山行政サービス巡回車、大山田行政サービス巡回車「どんぐり号」は対象外です。)

公共交通の利用者は、マイカーの普及などで減り続けていて、公共交通の存続に影響を与えています。バスや鉄道を利用することは、公共交通だけではなく、美しい環境も未来に残すことにつながるのではないのでしょうか。これは、私たちが普段の生活の中でできる未来へのプレゼントになりますよね。ぜひこの機会に公共交通の意義をご理解いただき、マイカー利用を控え公共交通を利用いただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ】**  
本庁企画調整課 ☎ 22-9621

**地域安全コーナー**

伊賀警察署だより

9月11日は  
**「警察安全相談の日」**



そのほかにも、  
○ **犯罪被害者のための弁護士による法律相談 (要予約)**  
☎ 059・221・7830

○ **少年相談 110番 (少年問題に関するあらゆる相談)**  
☎ 0120・417867

○ **暴力相談電話 (暴力団に関する相談・組抜け相談)**  
☎ 059・228・8704

○ **国際事犯相談窓口 (外国人の犯罪被害に関する相談)**  
☎ 059・223・2030

などがあり、受付時間は、月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時となっています。

どこに相談したら良いかわからないという方も安心して相談してください。

**【問い合わせ】**  
伊賀警察署 ☎ 21・0110  
名張警察署 ☎ 62・0110

上げ、私たちのくらしにどう活かされているか、また、活かしていくべきかをまとめました。キッズコーナー用に「子どもの権利条約」についても分かりやすく解説しました。差別のない社会を目指すためには、差別に対してひとりでも多くの方が、正しい知識をつけ、自分に何ができるかを考えていくことが必要です。パネルを通じて人権とはどのようなものか改めて考えていただきたいと思います。

**【問い合わせ】**

いがまち人権センター  
☎ 45・4482 FAX 45・9130

**危険物取扱者試験のご案内**

消防本部予防課

**【とき】**

乙種4類 11月15日(日)  
午前10時～正午

消防本部予防課

☎ 24・9103 FAX 24・9111

**【申込期間】**

10月1日(木)～26日(月)

**【定員】** 80人

**【申込先・問い合わせ】**

**【ところ】**

中消防署西分署2階会議室

■ **危険物取扱者試験予備講習会 (乙種第4類対象)**

**【とき】** 10月28日(水)

午前9時～午後5時

※願書は、消防本部・各消防署・各分署にあります

**【願書受付期間】**

9月16日(水)～30日(水)

**【願書受付場所】** (財)消防試験研究センター三重県支部  
(☎ 059・226・8930)

**【ところ】**

伊賀市勤労者福祉会館

午後1時30分～3時30分  
丙種 午前10時～11時15分

**地域安全コーナー**

伊賀警察署だより

9月11日は  
**「警察安全相談の日」**



そのほかにも、  
○ **犯罪被害者のための弁護士による法律相談 (要予約)**  
☎ 059・221・7830

○ **少年相談 110番 (少年問題に関するあらゆる相談)**  
☎ 0120・417867

○ **暴力相談電話 (暴力団に関する相談・組抜け相談)**  
☎ 059・228・8704

○ **国際事犯相談窓口 (外国人の犯罪被害に関する相談)**  
☎ 059・223・2030

などがあり、受付時間は、月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時となっています。

どこに相談したら良いかわからないという方も安心して相談してください。

**【問い合わせ】**  
伊賀警察署 ☎ 21・0110  
名張警察署 ☎ 62・0110

○ **警察総合相談電話**

☎ 059・224・9110

「☎9110」または、  
の2種類あり、「☎9110」は、全国共通の警察相談専用電話番号です。

警察では、犯罪などによる被害の未然防止や、県民の安全と平穩についての相談に応じています。

警察への相談電話は、

いつも、いつも。だから、一生  
**動物愛護週間「9月20日～26日」**  
 本庁市民生活課

動物愛護週間は、動物の愛護及び管理に関する法律で毎年9月20日～26日と決められています。

今回は、この法律の中からペットの飼育に関することを紹介します。

**【法律の目的】**  
 動物の虐待を防ぎ、動物を愛護することを通じて、命を大切にすることを心がける社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼育し、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止する。

**【飼い主の責務】**  
 飼い主は、所有者としての責任があります。ペットの健康と

**秋の全国交通安全運動実施！**

- 【運動期間】 9月21日～30日
- 【運動の基本】 ○高齢者の交通事故防止
- 【運動の重点】 ○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○飲酒運転の根絶
- 【問い合わせ】 本庁市民生活課 ☎22-9638



安全を守るとともに、ペットが人の身体や財産に危害を加えたり、糞尿や毛などで周囲に迷惑を及ぼしたりしないように努めなければなりません。また、むやみに繁殖させることのないような措置（不妊手術など）を取らなければなりません。

**【虐待の禁止】**  
 ペットを殺したり傷つけたりすることや、わざと餌や水を与えなかったり捨てたりすることは、この法律で禁じられています。違反すると罰せられることがあります。

人と動物のよりよい関係をめざして、適正な飼育をお願いします。

**【問い合わせ】**  
 伊賀保健所衛生指導課 本庁市民生活課 ☎22-9638 ☎24-8080

**定額給付金の申請期限まであと1カ月です！**  
 本庁総務課

伊賀市定額給付金の申請受付は10月1日までです。その後申請をされても、定額給付金を給付することはできませんので、まだ申請されていない方は、期間内に申請してください。なお、申請書がお手元に届いていない場合や記入方法などご不明な点は、お問い合わせください。

**【問い合わせ】**  
 本庁総務課 ☎22-9601 FAX24-2440

**DV被害者等生活支援給付金について**  
 本庁こども家庭課

配偶者などからの暴力（DV）被害から逃れるために生活の拠点を市外や市内の別の場所に移し、居所が加害者に発覚するのを防ぐために住所異動や世帯分離などの手続きを行うことができません。定額給付金・子育て応援特別手当を受けることができなかった方に対し、これに相当する額を生活支援給付金として支給します。

平成21年2月1日（支給基

準日）において、この生活支援給付金の給付対象となる方は、申請に必要となる書類をお送りしますのでご連絡ください。なお、申請期間は9月1日～12月1日で、給付申請には、裁判所などでDV被害者であることを証明する書類の添付が必要となります。

**【提出先・問い合わせ】**  
 本庁こども家庭課 ☎22-9654 FAX22-9646

**9月10日は「下水道の日」**  
 本庁下水道課

下水道は、私たちが日常生活で洗濯やお風呂、台所やトイレからの汚れた水を、下水道管を通して下水処理場へ運び、微生物などの働きを利用してきれいな水にして自然に還元しています。また、雨が降ったときには、雨水管を通して雨水を速やかに川などに流し、浸水から街を守っている地域もあります。

このように下水道は、私たちの快適で衛生的な生活を確保するだけでなく、河川などの公共用水域の水質保全に大きな役割を担っています。

その下水道施設を長く、快適にお使いいただくため、次

のことにご注意ください。

- ①油を流さない
- ②自然にやさしい洗剤を使う
- ③髪の毛など、排水管が詰まるようなものを流さない

この「下水道の日」を機に一人ひとりが心がけましょう。

**【問い合わせ】**  
 本庁下水道課 ☎22-9821 FAX22-9836

**全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」**  
 本庁人権政策課

高齢者や障がい者をめぐるとさまざまな人権問題の解決を図るための取組を強化するため、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施します。

**【強化週間】**  
 9月6日(日)～12日(土)

**【相談受付時間】**  
 ●平日 午前8時30分～午後7時  
 ●土曜・日曜 午前10時～午後5時

**【相談場所】** 津地方法務局  
**【相談電話】** ☎059-228-4711

**【問い合わせ】**  
 津地方法務局人権擁護課 ☎059-228-4193